

## 鹿児島県歯科衛生士会 表彰規則

### (総則)

第1条 鹿児島県歯科衛生士会（以下「本会」という）は、会則第3条の目的達成及び本会発展のため貢献した者を表彰する。

第2条 本会における表彰はこの規則に定めるところによる。

### (表彰区分)

第3条 この規則に基づく表彰は、次の各号とする。

- 一 名誉会員
- 二 功労賞
- 三 特別賞

### (名誉会員)

第4条 名誉会員とは、特に本会の発展に貢献し、会員の信頼を受ける者に贈る称号である。

### (推薦及び推薦基準)

第5条 名誉会員候補者は会長が推薦し、その推薦基準は、原則として70歳以上で正会員歴40年以上の者とする。

### (処遇)

第6条 会長は、名誉会員に対し、名誉会員名簿に登録し、鹿児島県歯科衛生士会会費を免除する。ただし、会員としての一切の権利を失わない。

### (表彰基準)

第7条 表彰の基準については次の各号による。

- (1) 功労賞は、正会員歴40年以上、かつ本会役員歴（会長・副会長・理事・監事）5期以上の者
- (2) 特別賞は、本会の正会員で特に顕著な功労のあった者

### (被表彰者の決定)

第8条 被表彰者は毎年4月1日現在をもって会長が本会における資料及び理事の推薦により、理事会に諮って決定する。

### (表彰の実施)

第9条1 表彰式は毎年1回本会定期総会にて行う。

2 功労賞の表彰については、その基準を満たした時点での一度限りとする。

3 被表彰者に対しては表彰状及び副賞を贈る。

4 被表彰者が表彰の実施前に死亡のときは遺族に表彰状及び副賞を贈る。

### (表彰者)

第10条 表彰者は会長または本会とする。

## 附 則

1. この規則は平成21年4月1日から施行する。